

APEC 貿易担当大臣（MRT）による必要不可欠な物品の流れの円滑化に関する宣言  
（仮訳）

令和2年7月25日

我々、アジア太平洋経済協力（APEC）の貿易担当大臣は、

新型コロナウイルス感染症のパンデミックの最中に貿易が行われ続けることを確保することの重要性を認識し、

この重要な時期に必要な不可欠な物品の流れを円滑にするために協業することにコミットし、

航空、陸上及び海上の輸送を含めた、交易路を開かれた状態で維持されることを確保することは相互利益になることを認識し、

自由で、開かれた、公正で、無差別的で、透明性のある、予見可能でかつ安定した貿易・投資環境にコミットし、

新型コロナウイルス感染症のパンデミックの経済的な影響に効果的に対応するという我々のコミットメントを改めて表明し、我々は、ここに以下を宣言する：

輸出制限と禁止

1. APEC の各エコノミーは、新型コロナウイルス感染症に対処するためのいかなる貿易上の緊急措置も WTO ルールと整合的なものであることを確保する。

2. APEC の各エコノミーは、新型コロナウイルス感染症に対して導入された貿易措置が、関連する WTO 協定上の義務に従って通報されることを確保する。

非関税障壁

3. APEC エコノミーは、必要不可欠な物品の貿易に対する不必要な障壁を特定し、解決するために協働することが奨励される。

貿易円滑化

4. APEC の各エコノミーは、WTO 貿易円滑化協定上の義務に従い、必要不可欠な物品の流れと通過を迅速にし、円滑にするべきである。

5. APEC エコノミーは、貿易の円滑化を支援するために、必要不可欠な物品の国境手続の協力、効率性及び透明性を強化し、WTO 貿易円滑化協定の完全な実施に引き続きコミットし続ける。

6. APEC の各エコノミーは、物品の到着前に手続を開始するために、輸入書類やマニフェスト（集荷目録）などのその他の必要な情報の提出を可能にする手順の採用あるいは維持を含め、到着時の必要不可欠な物品の引渡しの迅速化に努めるべきである。

7. APEC の各エコノミーは、必要不可欠な医療品を積載する航空貨物の入港、通過及び出港を円滑にするように努める。

8. APEC エコノミーは、国際保健規則（IHR）（2005 年）を遵守することが期待されている。

#### 関税

9. APEC エコノミーは、一部のエコノミーが一方的に行っている、必要不可欠な医療品の関税自由化措置を取るという APEC ビジネス諮問委員会（ABAC）のエコノミーへの提言に留意する。

#### レビューメカニズム

10. APEC エコノミーは、新型コロナウイルス感染症が国際的な懸念のある公衆衛生上の緊急事態であると判断されなくなる時まで、関連する APEC の会合で、この取組の進捗状況を毎年更新する。